

7 特別な援助が必要な家庭の支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

家庭内での児童への虐待（育児放棄を含む）が大きな社会問題になっています。

背景としては、社会の複雑化や経済的不安によるストレス、子育てについて学習する機会の与えられてこなかった親が抱える不安感や負担感などが挙げられますが、多くの場合、子育ての密室化傾向がより一層状況を深刻にしています。

児童期の虐待は、子どもの成長や人格の形成に深刻な影響を与えることはもちろん、虐待を受けた子どもが成長して良好な人間関係が築けず反社会的行為をしたり、親になったとき、自分が受けた虐待と同じ事を子どもにしてしまうなど、将来にわたって大きな問題となっていきます。

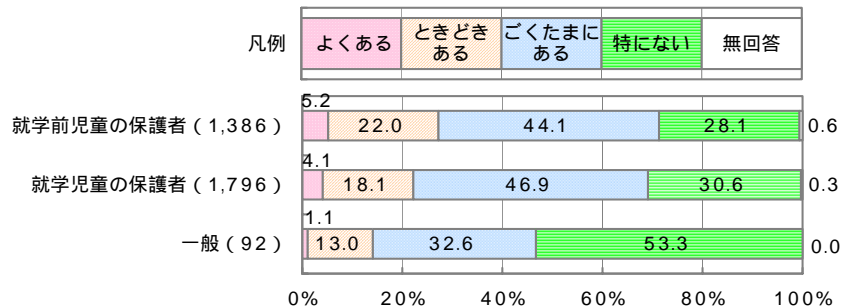
しかし、多くの市民にとって虐待は例外的な家庭環境にのみ発生する事例という認識が強く、また、プライバシーに関わる問題であるために虐待が疑われるケースに接しても、適切な対応ができない状況にあります。

誰しもが虐待の加害者になる危険性があるという前提にたち、関係機関が連携して早期発見と早期対応を図り、再発防止に向けた取り組みを充実する必要があります。

ニーズ調査結果より

- ・虐待を見たり聞いたりした場合の連絡先を回覧板などで知らせてほしい。

図4-7-1 カットとして子どもをたたいた経験



()は有効回答数

資料：志太2市2町次世代育成支援に関するニーズ調査

多くの保護者が子どもをたたいてしまうほどカットする経験をしており、虐待は決して特殊な家庭のみに起こるものではありません。

図 4-7-2 身近で、子どもの虐待を見たり聞いたりした経験

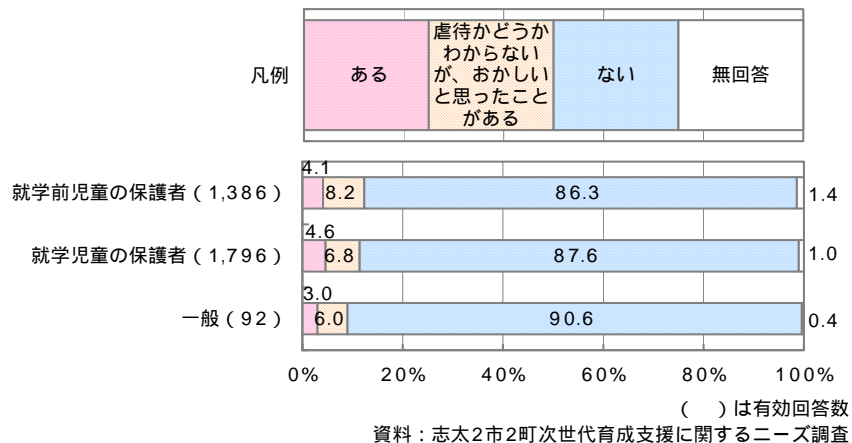
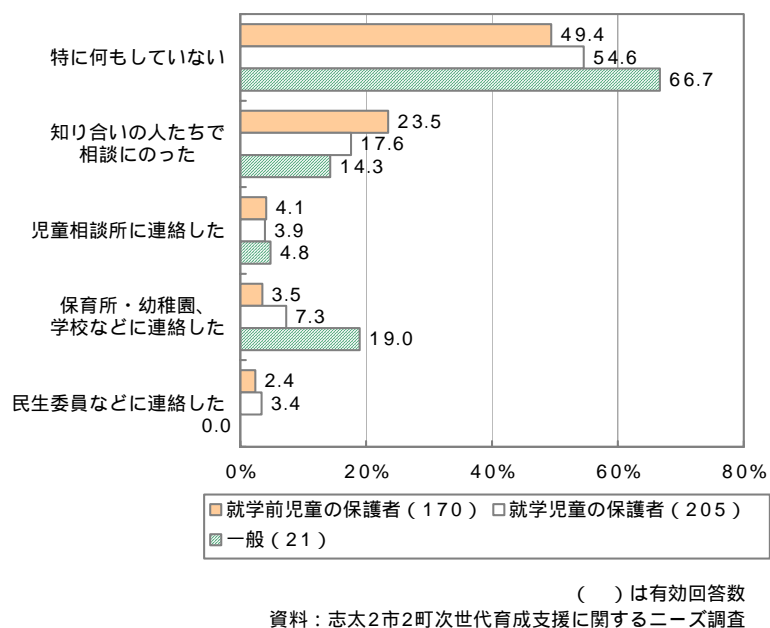


図 4-7-3 虐待を見たり聞いたりした時の対応



身近で虐待を見聞きしても、特に何もしていない・できない人が多い。

施策の方向性

子どもへの身体的・心理的虐待や養育の放棄などに対して、関係機関と協力して発生予防、早期発見、早期対応を図るとともに、被害を受けた子ども及び関係者への心のケアや再発防止に向けた総合的な取り組みを支援します。

また、地域や学校において、虐待への対応などの知識の普及啓発に努めます。

具体的な取り組み ソフト

事業名	事業内容	区分	関係課等
学校における虐待防止の手引きの作成と活用	手引きを作成、各学校に配布し、研修等での活用を図る。	継続	学校教育課
不登校児等対策連絡協議会（再掲）	不登校児童生徒、被虐待児童生徒への具体的支援策を協議する。 関係機関（児童相談所・市立病院等）からなる小委員会を年10回開催する。 教職員を対象とした講演会、研修会を年2回実施する。	継続	学校教育課
児童虐待防止及びDV防止連絡協議会	児童虐待、DV等への早期発見、早期対応、被害者及び関係者の支援の対応をする総合的な援助体制の整備と各機関との連携を図る。	継続	児童課
にこにこ教室（再掲）	健診・相談の中で、育児不安のある母親等を対象に、育児上の悩みや疲労を軽減し、より良い育児環境をつくるための教室を開催する。	継続	保健センター
育児健康支援推進研修会	子どもにかかわる保健、福祉、教育関係者が子どもの心身の発達を正しく理解し、見方やかかわり方を学ぶために実施する。	継続	保健センター
子育て支援システム連絡会（再掲）	乳幼児期から就学までを対象に、保健、医療、福祉、教育の4領域の関係機関・団体が連携し地域における子育て支援を行う。	継続	保健センター
乳幼児健診・相談	育児不安や育児困難等母親の嘆きを受け止め、子育て支援の場とする。	継続	保健センター
各健診・相談の未健診児対策事業	受診通知の発送、電話による受診勧奨、家庭訪問等により、育児不安等の相談を行う。	継続	保健センター

(2) ひとり親家庭や特別な援助が必要な家庭の自立支援の推進

現 状 と 課 題

近年、全国的に様々な事情によりひとり親家庭が増加しています。

本市においてもひとり親家庭は増加しており、こうした家庭では仕事、家事、育児など全てがひとり親の負担となる上に、近所や親戚などのサポートが得られにくく孤立しがちになります。

経済的な援助はもとより、精神的な安定・自立が図られる環境づくりや生活環境の向上への配慮も必要です。

施 策 の 方 向 性

各種手当や貸付制度の展開、家事援助者の派遣を検討するなど、必要な援護対策を講じます。

ひとり親家庭が抱える問題に適切に対応できるよう、相談・指導体制を充実します。

具 体 的 な 取 り 組 み ソ フ ト

事業名	事業内容	区分	関係課等
就学援助事業 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・養護教育就学奨励費(再掲)	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行う	継続	教育総務課
幼稚園就園奨励費補助金(再掲)	幼稚園に3歳児から5歳児の幼児を通園させている家庭を対象に保育料の一部を補助する。	継続	教育総務課
児童扶養手当(再掲)	母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、父と生計が同一ではない児童について手当を支給する。	継続	児童課
母子家庭等医療費助成事業(再掲)	母子世帯等の医療費個人負担分について、助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図る。	継続	児童課
母子福祉資金(県事業)(再掲)	県事業として行われている母子家庭を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行う。	継続	児童課
母子家庭自立支援費給付事業(再掲)	母子家庭の母親が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成する。	新規	児童課
奨学金貸付事業(再掲)	市内に住所を有する者の子女で、学資の支弁が困難と認められる者に対して奨学金を貸与する。	継続	地域福祉課

(3) 障害児施策の充実

現 状 と 課 題

これまでの社会では、大多数の健常者が障害のある方を特別視し、結果として障害のある方やその関係者を社会の片隅に封じ込めてしまうことがありました。

こうした反省から、障害の有無に関わらず、誰もが分け隔てなく生活を送ることができる社会の実現を目指すノーマライゼーションという理念が少しずつ社会に浸透してきています。

障害のある子どもの自立や社会参加を進めるためには、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりのニーズに合わせて一貫した支援体制の整備が必要で、障害の程度に応じて、保育園や学校現場や地域の行事などに障害児を受け入れるなど、障害のある子どもも障害のない子どもも共に育っていける環境づくり、地域住民の意識啓発を図る必要があります。

また、障害児の家庭への経済的な支援や相談体制の確立、保護者などで作る親の会などへのサポートも不可欠です。

一 一 - ズ 調 査 結 果 よ り

- ・ 障害児の保護者が抱える悩みの相談に応じ、サポートしてほしい。
- ・ 障害児の育児をサポートしていただけるボランティア制度があるとよい。
- ・ 障害について少しでも（社会が）理解してほしい。

施 策 の 方 向 性

障害児一人ひとりのニーズに合わせた一貫した支援体制を整備するとともに、より多くの場面で健常児と分け隔てなく社会参加できる機会を確保します。

障害児の家庭への経済的支援や相談体制を確立します。

手話講習会など健常者が障害者とコミュニケーションをとれるように促すことをはじめ、地域住民の障害者への正しい理解の普及啓発に努めます。

具	体	的	な	取	り	組	み	ソ	フ	ト
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業名	事業内容	区分	関係課等
就学指導委員会	障害のある幼児、児童、生徒に市立病院の医師等の参加をえて、就学先に対する判断と助言を行う。	継続	学校教育課
就学相談	就学について、保護者や幼稚園・保育園との面談を行う。	継続	学校教育課
巡回相談	軽度発達障害児への指導、支援の具体的なアドバイスをするために各学校を訪問し指導する。	拡充	学校教育課
特別支援教育研修会	各学校の特別支援教育担当者が中心となり、主に軽度発達障害の子ども達を支援する。そのための個別支援計画作成等の研修会を年3回実施する。	継続	学校教育課
特別児童扶養手当（県事業）	重度の身体または知的障害をもつ20歳未満の児童を看護または療育している方に対する手当を支給する。	継続	地域福祉課
障害児福祉手当給付	精神または身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に対し、障害児福祉手当の給付を行う。	継続	地域福祉課
重度心身障害児医療費助成（特児・知的・身障児童）	重度心身障害児を対象とした医療費助成を行う。	継続	地域福祉課
心身障害児援護事業	在宅重度心身障害児タクシー料金助成及び援護金支給事業 重度心身障害児及び介護者はり・きゅう・マッサージ助成事業 在宅心身障害児へ年末慰问品の配布 在宅心身障害児を対象とした親子レクリエーション 在宅心身障害児居宅介護（ホームヘルプサービス）、デイサービス、ショートステイ 心身障害児施設機能利用事業（ボプラ学園を利用したデイサービス）	拡充	地域福祉課
心身障害児放課後対策事業「障害児放課後児童クラブ」（再掲）	養護学校及び市内小中学校養護学級の児童生徒を対象とした障害児放課後児童クラブを整備運営する。	新規	地域福祉課
身体障害者手帳、療育手帳交付（県事業）	身体障害者手帳及び療育手帳を交付する。	継続	地域福祉課
点字講習会	視覚障害者とのコミュニケーションを図るため、点訳奉仕員養成講座を開催する。	継続	地域福祉課
手話講習会	聴覚障害者とのコミュニケーションを図るため、手話奉仕員養成講座を開催する。	継続	地域福祉課
手話通訳者の派遣	聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、手話通訳が必要な場合、登録手話奉仕員を派遣する。	拡充	地域福祉課
補装具・日常生活用具給付事業	障害者に対して、社会生活の能力を向上させるため、補装具（義眼、補聴器、義肢、蓄尿袋、車椅子等）の交付の助成及び、日常生活が円滑に行えるようにするため日常生活用具（特殊寝台、点字タイプライター、浴槽補助用具、電気式痰吸引器等）の給付を行う。	継続	地域福祉課
難病患者等<小児含む>日常生活用具給付事業	難病患者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、日常生活用具の給付を行う。	継続	保健センター